二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆四千九百五十九億円

ロ　非競争入札発行　うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三百七十五億七百五十万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二兆三千八百八十三億七千八百五十万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七百億千四百万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二十二億七千九百万円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二千七億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　二兆四千九百五十三億九千九百七十二万五千円

ロ　非競争入札発行　二十二億七千八百五十四万四千二百円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　二千六億五千九百八十六万円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　二千百十七億五千七百六十四万円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十四年五月十五日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭五厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭

十二　利率

十三　初期利子　年〇・一パーセント

十四　第二期以後の利子　平成二十四年十一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五　償還期限　毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六　償還金額　平成二十六年五月十五日

十七　元利金支払場所　額面金額百円につき百円　日本銀行

十八　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十九　払込期日　平成二十四年五月十五日

○財務省告示第二百五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年五月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年六月七日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　利付国庫債券（五年）（第百四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。